

## 社会福祉施設等の立地場所に係る災害時の危険区域等

危険区域等	根拠法令等	概要	確認先
洪水浸水想定区域	水防法	河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域(国土交通大臣又は都道府県知事が指定)	市町村
雨水出水浸水想定区域	水防法	想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川や海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域(都道府県知事又は市町村が指定)	
高潮浸水想定区域	水防法	高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域(都道府県知事が指定)	
津波災害警戒区域(特別警戒区域を含む)	津波防災地域づくりに関する法律	津波による人的災害を防止するために警戒避難態勢を特に整備すべき土地の区域(都道府県知事が指定)	
火山災害警戒地域	活動火山対策特別措置法	火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域(内閣総理大臣が指定)	
土砂災害警戒区域(特別警戒区域を含む)	土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命等に危害が生じるおそれがある区域で、警戒避難態勢を特に整備すべき土地の区域(都道府県知事が指定)	市町村又は 北海道建設部河川砂防課ホームページ <a href="http://www.niwa.ip/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do?area=0">http://www.niwa.ip/hokkaido-sabou/others/displayDesignatedMap.do?area=0</a>
土砂災害危険箇所	国土交通省の調査要領		
土石流危険渓流		土石流の発生の危険性があり、1戸以上の人家(人がなくても官公署・学校・病院、社会福祉施設等のある場合を含む)に被害が生じるおそれがある渓流	
地すべり危険箇所		地すべりが発生するおそれがある区域のうち、河川、道路、公共建物、人家等に被害を与えるおそれがある箇所	
急傾斜地崩壊危険箇所		傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1戸以上(人がなくても官公署・学校・病院、社会福祉施設等のある場合を含む)ある箇所	
土石流危険渓流に準ずる渓流		土石流の発生の危険性があり、被害想定区域内に人家はないが、将来、住宅地が拡大し、保全対象ができる可能性のある渓流	
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面		傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家はないが、将来、住宅地が拡大し、保全対象ができる可能性のある箇所	
山地災害危険地区	農林水産省が定める調査要領		市町村又は 北海道水産林務部治山課ホームページ <a href="http://www.hcc-s.jp/sanchisaigai/main/00.html">http://www.hcc-s.jp/sanchisaigai/main/00.html</a>
山腹崩壊危険地区		山腹崩壊により人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
崩壊土砂流出危険地区		山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
地すべり危険地区		地すべりが発生するおそれがある区域のうち、人家、公共施設等に被害を与えるおそれがある地区	
山地災害危険地区の準用地区		山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区以外であっても、一定以上の危険度がある地区(災害時要配慮者施設周辺箇所のみに適用)	